

平成29年度 第3回 高山市総合教育会議 議事録

【日 時】 平成30年3月12日（月） 10時～11時45分

【場 所】 高山市役所 3階 行政委員会室

【出席者】 (構成員) 高山市長 國島 芳明
教育長 中野谷 康司
教育長職務代理者 針山 順一郎
教育委員 打江 記代
教育委員 野崎 加世子
教育委員 長瀬 信
教育委員 白田 美樹

(構成員以外の出席者)

企画部長、教育委員会事務局長、市民活動部長、市民保健部長、商工観光部長、
企画部参事、教育総務課長、学校教育課長、文化財課長、学校給食センター所長、
子育て支援課長、協働推進課長、生涯学習課長、企画係長、教育総務係長、
企画課職員

【会議内容（次第）】

- ・市長あいさつ
- ・教育長あいさつ
- ・議題
 - (1) 新教育委員会制度への移行に関する調査について
 - ・資料① 新教育委員会制度への移行に関する調査結果
 - (2) 児童生徒等の重大事態調査委員会の設置について
 - ・資料② 委嘱式及び委員会の開催
 - ・資料③ 高山市いじめ防止基本方針（素案）
 - (3) 教育大綱の推進に向けた平成30年度の主な取り組みについて
 - ・資料④ 平成30年度の主な取り組み
 - ・資料⑤ 人材確保・人材育成に関する取り組み
- ・閉会

【議事要旨】

市 長 議題（1）新教育委員会制度への移行に関する調査について、事務局より説明をお願いします。

教育委員会事務局長
(資料①について説明)

市 長 このことにつきまして、ご質問等ありましたらご発言をお願いします。

教育委員 (特になし)

市長 総合教育会議以外には、市長と教育委員が意見交換する機会を開催していないところが大半のようですが、また今後、ご検討いただければと思います。
続きまして、議題（２）児童生徒等の重大事態調査委員会の設置について、事務局より説明をお願いします。

企画部参事 （資料②について説明）

市長 このことにつきまして、ご質問等ありましたらご発言をお願いします。
委員会には教育委員の方にも出席いただく予定ですか。

企画部参事 委員会そのものにご出席いただく規定はありませんが、事務局側の出席者については教育委員会事務局と相談させていただきたいと思います。

市長 委員候補者の方には内諾をいただき所属団体等の同意等手続き中ということですので、それらが完了次第、こちらの方々に委嘱をさせていただくことについてご了解をいただければと思います。
あわせて資料③について事務局から説明をお願いいたします。

教育委員会事務局長

（資料③について、たたき台であり庁内での議論はこれからとして説明）

市長 このことにつきまして、ご意見、ご質問等ありましたらご発言をいただければと思います。

長瀬委員 いくつかありますが、まず文言についてお伺いしたいと思います。
１ページ基本理念の５行目に、「いつ、誰にでも起こり得ること」とありますが、いじめ問題のとらえ方としては、どの学校にも起こり得ることだと考えますので、「いつ、どこでも、誰にでも起こり得ること」としたらどうかと思います。
また、２ページ目（４）５行目に、「学校、地域住民、関係諸機関との連携」とありますが、「関係諸機関」ですと、例えば民生児童委員や学校評議員の方など個人の方が入ってきませんので、広く捉える意味で「関係機関等」にしたらどうかと考えます。
それから、８ページ市の対応として、法律第１４条には「いじめ問題対策連絡協議会」となっていますが、市の組織には「連絡」という文言を入れず、あえて「いじめ問題対策協議会」とされたのかお聞きしたいと思います。

市長 事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 １ページと２ページについては、ご指摘のとおり修正をさせていただきたいと思います。８ページについては、現在、市では法に基づく組織は設置していませんが、これに代わる会を年に２回開催しており、その会の名称「いじめ問題対策協議会」を記載させていただいたものです。この会は、法律ができる前から設置していたもので、これまで取り組んできた会ですので変更しませんでした。

市長 ご意見をふまえて、名称についても検討をしていただけたらと思います。他にありませんか。

- 長瀬委員 いじめを考える場合、いじめられている子どもの立場に立った親身な指導をすることが非常に大事だと思いますので、2ページ目(5)学校への指導内容にも、そういう視点を入れていくべきではないかと考えます。
- もう1点、いじめ防止対策推進法の第3章に基本的施策という項目があるのですが、第3章の15条には学校におけるいじめの防止として、いわゆる未然防止にかかる部分が、16条にはいじめの早期発見のための措置として、早期発見・早期対応にかかる部分が規定されており、市の基本方針の素案にもきちんと落とし込まれていると思います。さらに18条には、いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上という項目が規定されており、資質の向上については、学校として過重な負担にならないよう配慮しながらも取り組むことができることだと思います。しかし、学校でできないことは何かと考えると、人材の確保ではないかと思いますので、市はこういう部分を支援していきますと打ち出していくことが必要ではないでしょうか。また、18条の人材の確保については、対処療法的な内容、いじめが起きたときにこういう人材の力を借りて対応しなさいという内容になっていますが、高山市版の基本方針としては、未然防止に力点を置いたものになってほしいと考えています。例えば、市では現在、保健相談員や図書館指導員をおいて手厚い対応をいただいています。いじめに対応するための人材を置くとか、現在の取り組みを拡充するということで、子どもたちにとって居心地の良い学校・学級になるよう派生していけば、この基本方針を検討するにあたって意味のあるものになるのではないかと思います。
- 学校教育課長 5ページ(2)市の対応に記載がありますとおり、市では、「教育大綱」から始まり、すべての教育活動を通じて人権感覚を磨いていくこと、生徒会サミットを中心とした子供たちの自発的な取り組み、郷土教育を推進することを大切にしています。「小中高特生徒指導連絡協議会」「高山市学校警察連絡協議会」「高山市いじめ問題対策協議会」「高山市生徒指導連絡協議会」と様々な会がありまして、ここに参加される方々が、各学校のリーダーとなる生徒指導主事ですので、毎回、事案をお示しし各学校で事案をふまえてケース会議や研修を深めていくことにしております。
- また、子どもたちが安心・安全な環境で授業に向かっていることが大事ですので、3ページにありますとおり「わかった、できた」という達成感を味わえるような指導はもちろん「わからない、できない」という声を大切に授業を構成していくことも目指しています。
- 今、高山市が力を入れている保健相談員による支援や図書館指導員についても、位置付けていきたいと考えています。
- 田谷参事 学校での対応が難しい人材確保についてですが、いろいろな部門に及ぶものだと捉えておりますし、特にいじめの未然防止により力点を置いた基本方針を考えるうえでも大事な視点になると考えます。また、子ども発達支援センターといった相談業務に関わっている様々な機関がスキルアップしていくなど、専門的な人材育成にも力を入れていくことが必要と考えております。
- 市長 長瀬委員は、もう少し踏み込んで、今の保健相談員以外にも今後配置が必要ではないかという趣旨のご意見ではないでしょうか。
- 長瀬委員 例えば、2ページから3ページにかけて、いじめの未然防止のための学校としての対応ということで、魅力ある学級・学校づくりとか「わかる・できる授業」の推進と書

かれています。とても大事なことだと思いますので、それを進めるため、現状プラスαの指導者が授業に入り込んでいくとか、もう一步、打ち出していくことを視野に入れることも大事ではないかと思います。もちろん予算もかかることですので、市としての対応にそこまで書けるかどうか慎重な検討が必要ですが、基本方針を作るにあたっては、そこまで踏み込んでいくことも大切だと考えます。

教育委員会事務局長

市の基本方針は、国のモデルに合わせて作成すれば良いと考えているものではありませんので、いろいろな方のご意見をお聞きしながら、高山らしき、高山として大切にする部分を盛り込んでいきたいと思ひます。

市 長 他にいかがでしょうか。

野崎委員

6ページに保護者・地域との連携について記載がありますが、様々な会議の場で事例について委員の方から意見をいただくことも大事だと思うのですが、地域の見守り隊の方や近所の方などからの情報をどう収集するかも大切なことではないかと思ひます。いじめではないかもしれないけれど、ちょっと気になることがあった場合に、地域の方はどこに情報提供したらよいのか、その情報収集の方法についても検討を深めていただひて、「連携」と「協働」という視点で考えていただけたらと思ひます。また、3ページに記載されている生命や人権を大切にする指導というのは非常に大切であると思ひますので、道徳教育や人権教育の中身、倫理観を育む取り組みを大切にしていただきたいと思ひます。

学校教育課長

学校・家庭・地域が願ひを共有しながら、連携だけではなく協働して未然防止や早期発見・対応に取り組んでいくことは、教育委員会でも課題として考えていかなければならないと思ひます。それには組織体制も整える必要があると思ひますので、現在も子ども教育参画会議や学校運営協議会がありますので、そのあたりも精査しながら考えていきたいと思ひます。

また、地域の方がいじめに気付いたときに、その声を発していくことや声を拾ひ上げていくことも非常に大切だと思ひます。現在、学校では年に2～3回、保護者の方からのアンケートを取らせていただひていますが、保護者の方だけではなく地域の方の声を拾ひ上げることについても考えていきたいと思ひます。

協働推進課長

全てのまちづくり協議会ではありませんが、まちづくり協議会によっては、地域の見守り隊と学校やPTAの方が一緒に集まって、そういう情報をどのように上げていかお話をされているところもありますので、このような取り組みを情報共有しながら、他のまちづくり協議会でも取り組めるようにしていきたいと思ひます。

市 長

私が思うには、いじめが起きているかもしれないとちょっとした異変に気付いたときに、誰でも連絡できる窓口のようなものがあつたら良いのではないかという意見だと思ひますので、その点も含めて検討していただけたらと思ひます。

野崎委員

市に連絡するまでではないかもしれないけど、ちょっと情報提供できるようなところがあればと思ひます。

大江委員

先日、労働局のハラスメント防止法の研修会に参加させていただき、大人の社会でも

いじめやいやがらせの相談件数が増えているということで、会社でも就業規則や懲罰規程にそういった視点を盛り込むようにという話がありましたが、そこで一番大切なのは、社員に周知させなさいということでした。ですから、基本方針を策定したら、それをどう周知していくかが大切だと思います。

また、いじめやいやがらせがあった場合に、お子さんによって違うとは思いますが、自分で相談するのはかなりハードルが高いことだと考えますので、相談した子どものプライバシーを守ること、その子が不利益を被ることがないということも明記していただきたいと思います。

また、11ページにいじめによる不登校について日数が書かれていますが、20日で市長に報告とか30日で重大事態と判断など、線引きして良いものなののでしょうか。

学校教育課長 11ページに記載しています20日や30日は、あくまで市長への報告等の目安としたもので、実際には3日休んだら、学校は保護者のご意見を伺ったり、必ず子どもの顔を見て安否確認をするようにしていますので、誤解を与えないような文言を検討させていただきたいと思います。

いじめを受けているとは言い出しにくいという点についてですが、市では早期発見のための取り組みとして、心理テストを活用し、複数の目で見て、面談等の対応が必要な子どもさんがいないかどうか確認しています。また、生活アンケートや面談などを行うなどの機会を多く取り入れています。また、相談した子どもさんの不利益にならないように方針に明記することも検討していきます。

子育て支援課長

いじめ対応については広く市民の方にも理解していただいたうえで、情報を収集するしくみは大切だと思います。子育て支援課においても、地域のいじめについて相談が寄せられることがあり、内容については学校に関係するもの、家庭の問題に関係するもの、子どもさんの特性によるものなど様々ですが、学校に関係するものは学校にも情報提供させていただきながら対応しております。

打江委員 周知についてはどのようにされていきますか。

企画部参事 昨年3月に文部科学省がいじめ重大事態の調査に関するガイドラインを出されており、長期欠席30日の考え方や被害児童生徒や家族の方への配慮などについても留意事項が細かく記載されています。基本方針についても、学校や行政がどのように対応するかということだけでなく、市民や地域の方にとってどうなのかという視点にも留意しながら、地域の方にも身近なものと捉えていただける内容にしていくことで周知に向けたひとつの術と感じます。

市長 他にいかがでしょうか。

白田委員 昨年の人権作文を読ませていただいて、子どもにとっていじめを深刻に受けとめる度合いがそれぞれ全然違うことを感じました。あまり過敏にはなってほしくないですが、敏感に感じ取れる気持ちを大切にしてもらいたいと思いますので、道徳教育はとても大事だと思います。

針山委員 10ページ⑤に調査結果がたとえ不都合なことがあったとしても、と書かれていますが、不都合とはどういうことでしょうか。

- 学校教育課長 例えば、学校や教育委員会にとって怠っていた部分があったとしてもという意味です。
- 針山委員 7ページに「であい塾」を開設し、と書かれていますが、実際には今すでに開設されていると思いますが、新しい開設という意味ですか。
- 学校教育課長 であい塾はすでに開設されていますので充実していくという意味です。
- 針山委員 先ほども意見が出ていましたが、9ページに相当の期間学校を欠席する、と書かれていますが、高山市では相当の期間をどのように考えていますか。
- 学校教育課長 国では30日を目安とされていますが、市教育委員会では20日で市長に報告するように考えております。
- 針山委員 この基本方針の素案について、私は起きたときの対応が一番大事だと考えています。例えば、被害意識がとても強い子どもや親御さんがいる場合もあって、親御さんが学校に乗り込んで来られたり、学校や校長先生が一生懸命対応しようとしても、話をすることもできなくて困っているという事例もあるのではないかと思います。ですから、第三者委員会へ行く前に、学校と親の間に入ってくれるような人、ワンクッション置けるような仕組みがあると良いのではないかと思います。
- 学校教育課長 教育委員会としては、校長が一人で孤立して問題を抱えてしまうようなことがないように一緒に迅速に対応しています。確かに子どもさんがかわいいがゆえ、学校に強く訴えてみえる保護者の方もいらっしゃいますが、子どもを大切に思うがゆえの行動だと思います。子どもさんが楽しく学校に通えることが一番大切で、保護者も学校も同じように願うところですので、そこにどれだけの思いをもっていけるかが大切だと思います。今もなかなか学校に通えない子どもさんもみえますが、子育て支援課や子ども発達支援センターの力も借りて学校に再度通えるようになった事例などもありますので、また報告させていただきます。
- 針山委員 そのことは理想ですし分かるのですが、教員が悩んでいる現状があると思いますので。
- 企画部参事 自治体によっては、いじめに関して学校や福祉施設が情報をキャッチしやすいように、学校を巡回するような専門員を配置しているところもあるようです。また、家族への対応にかかる部分についても専門的に対応できる人を配置している自治体もあるようですので、高山市としてどうしていったらよいか、教育委員会事務局と考えていきたいと思います。
- 市長 いろいろご意見はあろうかと思いますが、次の議題もありますので、この件についてのご意見はまた教育委員会事務局のほうへお伝えいただきたいと思います。続きまして、議題（3）教育大綱の推進に向けた平成30年度の主な取り組みについて事務局より説明をお願いします。
- 企画部参事 （資料④と資料⑤について説明）

- 市長 このことにつきまして、ご意見、ご質問等ありましたらご発言をいただければと思います。
- 長瀬委員 以前、教育大綱を作って満足することなくという発言をしましたが、大綱ができてから、毎年毎年、いろいろな施策をうっていただいて感謝しております。特に高校生の遠距離通学者に対する助成など、いろいろなところに目を向けて取り組んでいただきありがたいと思います。
- 市長 これはとりあえずのスタートの報告ですので、今後どのように動いていっているのか、次回の会議で報告していただき、皆様のご意見をいただければと思います。時間もまいりましたので、本日の議論はここまでとしたいと思います。今日は、いろいろ深い意見が出て有意義な議論ができたと思いますし、課題も出たと思います。次回までに私たち自身もいろいろ勉強しながら、事務局でもご意見について検討していただき報告いただきたいと思います。それでは、進行を事務局にお返しします。
- 企画部長 スムーズな進行ありがとうございました。
5. その他として、事務局から1点ございます。次回の総合教育会議につきましては、9月頃に開催させていただき、平成30年度の新規・拡充事業の進捗状況や平成31年度に向けて重点的に取り組む施策、いじめ防止基本方針などについてご協議いただきたいと考えております。日程が決まり次第、ご連絡させていただきますのでよろしく申し上げます。
事務局からは以上ですが、皆様から何かございますか。
- 市長 総合教育会議以外の顔合わせの会を企画していただければと思います。
- 企画部長 教育委員会事務局と相談させていただきます。
以上をもちまして、平成29年度第3回高山市総合教育会議を終了いたします。